

報道関係者 各位

平成23年3月30日
宮城労働局基準部安全衛生課
安全衛生課長 菊地 清
主任安全専門官 大友 雅志
電話 022(299)8839

東北地方太平洋沖地震による災害復旧工事 における労働災害防止対策の徹底について ～使い捨て式防じんマスクを無償提供します～

宮城労働局（局長小山浩一）では、3月18日に、別紙1のとおり、建設業関係団体に対し、東北地方太平洋沖地震後による災害復旧工事における労働災害防止の徹底を図るための対策を徹底するよう緊急要請しましたが、本日、対策内容を詳細なものとして、あらためて、別紙2のとおり、各団体に対し再要請し、別紙3のとおり、宮城県等の工事発注機関に対しても協力を要請しました。

また、建築物等の解体やがれきの処理などにおける労働者の粉じんばく露を防止するため、宮城労働局、各労働基準監督署において、各製造メーカーから届き次第（4月4日頃）、使い捨て式防じんマスク（6,500枚）を事業者、労働者に無償で提供し、併せて、装着方法等を指導します。

震災によるストレスケア（こころのケア）のため、メンタルヘルス対策支援センターにおいて、次のとおり、カウンセラー等の専門家が健康相談に応じています。

実施者 メンタルヘルス対策支援センター

仙台市青葉区中央4-6-1 住友生命仙台中央ビル（SS30）15階
宮城産業保健推進センター内

TEL 022-267-4671

FAX 022-267-4283

<http://miyagisanpo.jp/>

窓口開設日時 土曜日、日曜日、祝日を除き毎日

13:00～17:00

電話、FAX、メールにてご相談ください。

宮 労 発 基 第 1 6 7 号
平 成 2 3 年 3 月 1 8 日

建設関係団体等の長 殿

宮 城 労 働 局 長

東北地方太平洋沖地震に係る災害復旧工事等における
労働災害防止対策の徹底について（緊急要請）

日頃、労働災害防止対策の徹底にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

3月11日の「東北地方太平洋沖地震」により宮城県内全域に甚大な被害が発生しました。すでに、ライフラインの回復のための懸命な作業が続けられ、今後、倒壊した建物等の片付け作業、被害を受けた道路、橋梁、港湾、河川等の災害復旧工事が行われますが、作業、工事においては労働災害防止対策の徹底を図ることが必要です。特に、今後もしばらくは余震が続き、大雨、強風も予想されますのでそれらを想定した対策が不可欠です。

については、建設業における基本的な労働災害防止活動を徹底し、特に、下記の対策に万全を期すよう会員各位に周知していただくようお願いいたします。

記

- 1 余震に対する対策
 - ・引き続き余震が発生しているので、緊急地震速報の作業者への早急な伝達、避難方法、避難場所の確認を徹底し、2次災害防止対策を徹底すること。
- 2 電気・通信工事における対策
 - ・高所からの墜落防止対策、高所作業車の転落防止措置、感電防止措置を講ずること。
- 3 ガス・水道復旧工事における対策
 - ・掘削作業による土砂崩壊防止対策、車両系建設機械等による災害防止対策を講ずること。
- 4 建築物等の解体・補修工事における対策
 - ・コンクリート片等の飛来、落下物による災害防止対策、高所からの墜落防止対策を講ずること。
 - ・石綿粉じんにはく露するおそれのある作業においては、防塵マスクを着用し、ばく露、拡散防止対策を講ずること。
 - ・化学物質や有機溶剤、危険物等が存在するおそれのある場所での作業においては当該物質等へのばく露や接触等による災害防止対策を講ずること。
- 5 道路、橋梁、港湾等の復旧工事における対策
 - ・車両系建設機械等による災害防止対策を徹底すること。
 - ・構造物の解体・補修作業においては、コンクリート片等の飛来、落下物による災害防止対策、高所からの墜落防止対策を講ずること。
- 6 土砂崩壊災害防止対策
 - ・作業箇所等を事前に十分調査し、作業計画を策定し、作業を行うこと。
 - ・地山の点検者を指名して点検を行わせ、異常があれば作業を中止すること。
 - ・土砂崩壊のおそれがある場合には、土止め支保工を設ける等により土砂崩壊による災害防止対策を徹底すること。
- 7 酸欠、一酸化炭素中毒防止対策
 - ・酸欠のおそれのある場所においては、酸素濃度を測定し、強制換気を徹底すること。
 - ・換気の不十分な場所での内燃機関の使用を禁止すること。

宮 労 発 基 第 173 号
平成 23 年 3 月 30 日

建設関係団体等の長 殿

宮 城 労 働 局 長

平成 23 年東北地方太平洋沖地震による災害復旧工事
における労働災害防止対策の徹底について（その 2）

日頃より、労働災害防止並びに労働者の健康確保に、格別のご理解とご協力をいただきお礼を申し上げます。

さて、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に係る災害復旧工事における労働災害防止対策につきましては、別紙「東北地方太平洋沖地震に係る災害復旧工事等における労働災害防止対策の徹底について（緊急要請）」（以下「緊急要請」という）のとおり、その徹底にご協力をいただいているところですが、今後の災害復旧工事における労働災害防止対策のより一層の徹底を図るため、緊急要請に加え、下記の事項に留意した施工が行われるよう、貴団体の会員各位に対し、周知していただきますようお願いいたします。

また、災害復旧工事の施工にあたっては、工事に伴い、被災者の方々等が第三者災害や健康障害に遭わないよう、特段のご配慮をお願いいたします。

記

1 建築物等の解体、改修工事、がれきの処理における労働災害防止対策について

(1) がれきの処理等における安全対策について

災害復旧工事の円滑な実施のため、当面、がれきの処理等が優先的に実施されることが想定されるため、その実施に当たっては別紙に加え、以下の事項に特に留意する必要があること。

ア 円滑な災害復旧の観点から短期間での作業が求められるため、複数の事業者が混在して同時に作業を行うことが想定されるため、作業間の連絡調整、作業開始前のミーティング等を綿密に実施すること。また、被災者が震災後の住居跡に立ち入ること等も想定されるため、作業区域に立ち入り禁止措置を講じ、又は監視員を配置する等被災者等を巻き込む災害の防止にも留意すること。

イ がれきの処理等に当たっては、車両系建設機械を使用した作業と人力による作業が輻輳して行われることが想定されるため、作業全体の計画を作成し、これに基づく作業を徹底すること。

特に、地震の影響によって発生した液状化砂の飛散により、視界が悪い中で作業が行われるため、視界を確保するためのゴーグルの着用に加え、各作業者が担当する作業範囲を明確に区分けする等により車両系建設機械相互若しくは車両系建設機械と作業員との接触防止を徹底すること。

ウ 不安定な作業場所において車両系建設機械を使用して作業を行うこととな

るため、車両系建設機械の転倒防止対策の徹底を図ること。

エ 車両系建設機械の運転の業務については、技能講習を修了した者等必要な資格を有する者を行わせること。

オ 車両系建設機械については、過酷な使用状況で長時間これを使用することとなるため、点検・整備等を適切に実施すること。

カ 「ニブラ」、「グラップラ」など車両系建設機械に該当せず、労働安全衛生関係法令上の規制を受けない機械についても、車両系建設機械に準じ、上記のイ～オに準じた取扱いを行うこと。

(2) 石綿等ばく露の防止対策について

連名通知の別添の記6について、建築物等の中には、建築時期によっては天井、壁、内装材、床材、耐火被覆材、屋根材等に石綿が使用されているものがあるため、地震による被害を受けた建築物等の解体・改修等や建材等のがれき処理等の際に石綿粉じんが飛散する可能性がある。

このため、建築物等の解体・改修等や建材等のがれき処理等に当たっては、以下の事項に特に留意する必要があること。

ア 建材等のがれき処理等に当たっては、以下の事項に特に留意する必要があること。

(ア) 労働者が石綿粉じんを吸い込まないようにするため、呼吸用保護具(防じんマスク又は電動ファン付き呼吸用保護具)を使用すること。

なお、防じんマスクの使用に当たっては、使用前に漏れがないか確認するためのフィットチェックを必ず行った上で適切に使用すること。(別紙2参照)

(イ) 石綿粉じんを飛散させないために、作業を開始する前に予め建築物等に散水、薬液を使用することにより、湿潤な状態とすること。

(ウ) 関係者以外の者が石綿粉じんにばく露しないように、被災者等も含め、関係者以外の者の立入立ち入りを禁止すること。

イ 建築物等の解体・改修等に当たっては、建築物等について、石綿の含有の有無を調査し、石綿の含有が確認された場合は、石綿障害予防規則に基づき、労働者の石綿粉じんによるばく露防止対策をとること。

なお、石綿粉じんのばく露防止対策の徹底に当たって、参考に掲げた通知等を参考にされたい。

また、厚生労働省では、今後、被災地の都道府県労働局を通した関係者に対する防じんマスク等の提供及び解体等の現場における石綿粉じん濃度の測定の実施を検討中であること。

2 応急仮設住宅の建築における安全対策について

地震による被害を受けた建築物、構造物の復旧とは別に、災害復旧工事の一環として被災者の当面の生活を確保するために応急仮設住宅の建築が優先的に実施されているが、その建築に当たっては以下の事項に特に留意する必要があること。

ア 円滑な災害復旧の観点から短期間での作業が求められるため、複数の事業者が混在して同時に作業を行うことが想定されるため、作業間の連絡調整、作業開始

前のミーティング等を綿密に実施すること。

- イ 建築資材の荷役等移動式クレーンを用いて行う作業や基礎施工に伴うくい
の打設等車両系建設機械を用いて行う作業については、作業計画を作成し、こ
れに基づく作業を徹底すること。
- ウ 地震や津波の影響により地盤が緩んでいる等不安定な場所において作業を行
う場合には、敷鉄板の敷設等移動式クレーンや車両系建設機械の転倒防止を図る
こと。
- エ 移動式クレーン、車両系建設機械の運転の業務については、免許を受けた者
や技能講習を修了した者等必要な資格を有する者に行わせること。
- オ 高所作業を行う場合については、安全帯の使用等墜落防止対策の徹底を図ること。
なお、脚立や作業台を用いて行う高さ 2メートル未満の場所における作業に
ついてはこれに準じて墜落防止対策を講ずること。
- カ くいの高さ調整に使用する「チェーンソー」や鉄骨の組立に使用する「インパ
クトレンチ」、内装仕上げ等に使用する「携帯用丸のこ盤」等各種の機械・器具
の使用に当たっては、安全装置の適切な使用や必要な保護具の着用等を徹底する
こと。

3 その他

(1) 粉じん障害防止対策

建築物等の解体やがれきの処理等においてはこれに伴う粉じんの発生や上記 1
(2)イに示した「液状化砂の飛散」が懸念されるため、粉じんばく露防止の観
点から呼吸用保護具を使用することが適当であること。なお、今後、(社)日本保
安用品協会から無償提供された使い捨て式防じんマスクを岩手、宮城、福島、茨
城、栃木、千葉の 6 県の労働局の窓口で配布するとともに、被災地における災害
復旧工事現場を対象とした現場パトロール等の際に配布することを予定してい
るので積極的にこれを活用されたい。

(2) 一酸化炭素中毒の防止

災害復旧工事の実施に当たり、発電機等の内燃機関を有する機械やコンクリート
の養生等に用いられる練炭を、自然換気が不十分な屋内作業場所で使用すると、一
酸化炭素中毒が発生するおそれがあるため、このようなところでは発電機、練炭コ
ンロ等を極力使用しないこと。やむを得ず使用する場合には、十分な換気を行
うこと。通常使っている換気装置が停電、故障により使えない場合があるので留
意すること。

(3) 有害物、危険物等による中毒、爆発、火災等の防止

工場等における復旧工事を実施するに当たっては、当該工場等において有害物、
危険物等が使用、保存されていたおそれがあるため、事業者から、当該工場等にお
いて取り扱われていた化学物質の関連情報を可能な限り入手し、必要な対応をと
ること。また、事業者が不在で連絡がとれず情報が入手できないような場合におい
ても、化学工場等の解体の際には、予め労働者に適切な保護具をつけさせる等の必要
な対策を講じることにより、中毒、爆発、火災等の災害防止対策の徹底を図ること。

なお、変圧器やコンデンサー等の電気設備については、PCB が混入しているお
それがあるので、機器を破損しないように注意すること。

宮 労 基 発 第 172 号
平成 23 年 3 月 30 日

工事発注機関の長 殿

宮 城 労 働 局 長

東北地方太平洋沖地震に係る災害復旧工事等
における労働災害防止対策の徹底について

建設業における労働災害防止について、平素から格段のご理解とご協力を賜り御礼を申し上げます。

さて、平成 23 年 3 月 11 日の東北地方太平洋沖地震並びに地震に伴う津波により、宮城県沿岸部を中心に甚大な被害が発生しました。直ちに、被害を受けた道路、鉄道、橋梁、港湾、公共施設、空港及び防潮堤等の災害復旧工事等が行われておりますが、工事を円滑に施工するためにも、労働災害防止対策の徹底を図る必要があります。今後、特に大きな余震等が予想され、復旧工事等における 2 次災害の発生も危惧されております。

このため、今般、建設業関係団体に対して、別紙のとおり労働災害防止対策の徹底を要請したところです。

つきましては、災害復旧工事等を発注するに際して、発注者として、施工業者が安全な施工を行うことができるよう、特段のご配慮をお願いいたします。